

# 育児・介護休業法 改正セミナー

育児・介護休業法の改正が、令和7（2025）年4月1日から全企業を対象に段階的に施行されます。今回の改正では男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、様々な視点からの改正がなされています。

まずは多岐にわたる改正点を正しく理解し、企業の対応として何を・いつまでに準備すべきかを的確に把握することが大切です。

育児・介護休業を単なる福利厚生ではなく、企業の経営戦略として位置づけ、従業員が職場復帰後にさらに活躍できるための実務ポイントについて、経験談を交えながら説明します。

なお、本講座は、Zoomによるオンライン同時配信も行います。オンライン参加希望の方は、後日パスワード等を送付いたしますので、メールアドレスをご記入ください。

## ※主な改正のポイント

1. 令和7(2025)年4月1日、10月1日と段階的に施行
2. 育児関係だけでなく、介護関係にも複数の改正あり
3. 令和7(2025)年10月1日改正では、①育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の実施、②妊娠・出産等の申出時と子が3歳になる前の個別の周囲、意向確認及び聴取した労働者の意向についての配慮が始まります。



【日 程】 令和7年9月2日（火）13：30～15：30

【会 場】 松山市男女共同参画推進センター（コムズ）4階 視聴覚室A・B

（松山市三番町6-4-20）※駐車場数に限りがあるためできるだけ公共交通機関にてお越しください

【講 師】 さくら社会保険労務士事務所

厚生労働省 仕事と家庭の両立支援プランナー 脇本 美緒 氏

木村倫人社会保険労務士事務所 木村 倫人 氏

【受講料】 無料

【現地定員】 30名（先着順）※一事業所から何名様でも受講できます！一般の方もご参加いただけます

【申込方法】 下記申込書でFAX もしくは mail にてお申込みください

〒790-0067 松山市大手町2-5-7 商工会館2階 愛媛中小企業指導センター内

公益社団法人 松山法人会（担当：槌谷・藤田）

電話：089-941-7711 FAX：089-947-4251 mail：kensyu@csc-ehime.jp

【お申込締切日】 令和7年8月15日（金）

## 育児・介護休業法改正セミナー 申込書

申込日 令和7年 月 日

※ご希望の参加コースに○をつけてください ⇒（ 現地参加 ・ オンライン参加 ）

事業所名：

電話番号：

（ふりがな）

受講者氏名

メールアドレス

（ふりがな）

受講者氏名

メールアドレス

※ご記入いただいた個人情報につきましては、講座開催に係る受講者の確認や受講者名簿の作成等のために使用いたします。

また、当会からの各種情報は、ご提供のために使用することがございます。それ以外の目的で利用することはありません。